



議案第五十六号

三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十九年六月十四日

三朝町長 松村喬成

昭和五十九年六月拾五日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例の一部を改正する条例

三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例（昭和四十五年三朝町条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「鳥取県立農業経営大学校本科」を「鳥取県立農業大学校」に改める。

第四条中「鳥取県立農業経営大学校」を「鳥取県立農業大学校」に改める。

第五条中「農業経営大学校（本科）」を「農業大学校」に改める。

第九条第二号中「農業経営大学校（本科）」を「農業大学校」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十九年四月一日から適用する。